

## 第 79 回 草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会議

令和 3 年 9 月 22 日実施予定分

### 1. 新型コロナウイルス等感染症対策プロジェクトについて (P1~3)

- ・新型コロナウイルス等感染症対策設置要領 (案)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望書及び回答書

### 2. 各分会・プロジェクト等からの報告 (P4~15)

- ・相談支援分会
- ・子ども支援分会
- ・相談支援体制検討プロジェクト
- ・草津地区障害者施設連絡協議会

### 3. 実施予定であった研修テーマ「虐待対応、権利擁護」について (P16~17)

- ・障害者虐待に関わるマニュアル等の取り組みについての案内 (啓発用資料)

### 4. その他、連絡事項など (P18~26)

- ・地域アドボケーターの選任について
- ※資料 (依頼文、概要、イメージ図、設置要綱)

### 5. 草津市障害児(者)自立支援協議会の今後の日程 (案)

- 令和 3 年 11 月 18 日 (木) 13:30~15:30 (定例会議) 草津市役所 2 階 特大会議室
- 令和 4 年 3 月 18 日 (金) 9:30~11:30 (定例会議) 草津市役所 8 階 大会議室

# 新型コロナウイルス等感染症対策プロジェクト設置要領(案) (令和3年度)

## (目的)

新型コロナウイルス等の感染症対応について、草津市に居住する障害者及び障害児が家族等の支援により対応が困難な場合について、全体的な支援を行うための仕組みづくりを整えるため、草津市障害児(者)自立支援協議会が各支援機関と連携を図り速やかで必要な対応策の検討の場を設置する。

## (プロジェクトで検討する内容)

新型コロナウイルス感染症等の対応に関する事(家族等関係者の支援が受けられない障害児者への支援者の確保・人材登録方法など)、その他必要な事項

## (会議の位置づけ)

草津市障害児(者)自立支援協議会のプロジェクト会議として位置づける。

## (構成員)

① 相談支援機関、②通所支援事業所等関係者、③居宅介護支援事業所関係者、④関係行政機関職員(滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)、草津市障害福祉課)、⑤滋賀県自立支援協議会事務局、⑥草津市発達支援センター、⑦働き・暮らし応援センターりらく、⑧基幹相談支援コーディネーター、⑨NPO法人草津市心身障害児者連絡協議会等とする。必要に応じて医療関係者に参画を依頼する。なお、プロジェクトリーダー、副リーダーは構成員の互選により選任する。

## (事務局)

プロジェクトの事務を処理するため、NPO法人草津市心身障害児者連絡協議会に事務局を置く。

## (委任)

この要領に定めるもののほか、プロジェクトの組織および運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクト会議に諮って定める。

## 附則

この要領は、令和3年〇月〇日から施行する。

令和3年7月21日

草津市長 橋川 渉 様

草津市障害児（者）自立支援協議会

## 新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望について

平素は、草津市障害児（者）自立支援協議会の運営に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が蔓延する草津市において、居宅での継続サービスが必要な障害のある方が濃厚接触者となる事案が発生し、支援者の調整等に苦慮したところです。

入所施設等については、優先接種の予約が始まりましたが、障害のある方の生活を守るために最前線で支援を行っている訪問系サービス事業所従事者については対象外とされています。

このことに関連して以下のことについて、要望いたします。

### 記

1. 草津市は、基礎疾患を有する方や障害者支援施設等従事者について優先接種を行うとのことだが、その中で居宅や訪問系サービス事業所従事者が除外されている。入所施設等従事者と同じく早急に優先接種できるよう配慮願いたい。
2. 迅速なワクチン接種はもちろんのこと、視覚障害者、聴覚障害者、精神疾患などのある方の接種希望者に対しては、障害特性を考慮した環境設定を行うなどの接種体制を講じられたい。
3. 十分なワクチン供給量を確保のうえ、1回目接種のみならず安心して2回目接種が受けられるようにしていただきたい。

以上

草津市障害児（者）自立支援協議会 御中

草津市長 橋川 渉



新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する要望について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当市の保健行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当市の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国のワクチン接種優先者の順位に基づき、草津市役所、近江草津徳洲会病院を会場とした集団接種、地域のかかりつけ医での個別接種を順次開始しました。

現在は、ワクチンの供給量減少の対応として、地域のかかりつけ医での個別接種を一時休止しているところですが、供給にあわせて開始できるよう、医師会と調整しており、ワクチン接種を希望される全ての市民が御不安なく接種いただけるよう体制を整えたいと考えております。

つきましては、貴会から御要望いただいております事項について、下記のとおり回答いたしますので、これからも貴会および関係団体の皆さまの御協力をいただきたく、よろしく願いいたします。

## 記

1. 障害者支援サービス事業所従事者（居宅・訪問系サービス）への優先接種について  
本市では障害者支援に係る居宅・訪問系サービス事業所従事者への優先接種は実施しておらず現時点でその予定もございませんが、一方で滋賀県広域ワクチン接種センター（大規模接種）では、接種対象者に「福祉職員」を含んで実施しておりますので、そちらでの接種についてご検討いただければと存じます。

## 2. 障害特性を考慮した環境設定等の接種体制について

集団接種会場においては、手話通訳者の同行や、サイン表示、コミュニケーションボードなどのツールを用いた対応により、障害特性がある方におかれましても、安心してワクチン接種を受けていただけるように配慮を行っております。市障害福祉課や貴会等の関係団体の御協力をいただきながら、さらに効果的な対応ができるよう努めたいと考えておりますので、お気づきの点等ございましたら、御指導いただきますようお願い申し上げます。

## 3. 確実な2回目接種の機会の確保について

国から提示されたワクチン供給量に基づき、1回目を接種された方が確実に2回目接種ができるよう、ワクチン接種の機会について調整し、接種を希望される皆さまに接種を実施できるよう進めてまいります。

担当部署	草津市役所健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン対策室
担当者	沼田・倉野
連絡先	TEL：077-561-0184 e-mail:wakuchin@city.kusatsu.lg.jp

## 草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	草津市障害者(児)自立支援協議会 相談支援部会		報告者	河地千衣
部会長	河地氏(にぎやか会・相談支援事業所 歩歩)			
副部会長	白井氏(こなん SSN・相談支援事業所 大地)			
参加機関 委員	草津市障害福祉課//法人本部企画事業部 ケアシステム推進課(グロー) ㊦精神障害者地域生活支援センター風(周行会)//大地(こなん SNN)//わかたけ(若竹会)//ディフェンス(ディフェンス)//アザレア(アザレア)//ライフケア向日葵(ふくろう)//草津市障害者福祉センターほっとココ(草津市心身障害者連絡協議会)//歩歩(にぎやか会) ㊧クロスロード(REDB&BLUE)//おひさまハウス(SUNNYSIDE)//スマイル空(企画組合労協センター事業団)//発達支援センター 14 機関			
事務局	草津市障害者福祉センター			
活 動 報 告				
今年度のねらい	・草津市における課題を抽出し、提言していく。 ・相談支援事業所間の交流や研修を実施し、必要な知識やスキル等の向上を目指す。			
回数	開催日時	概 要	参加数	
第 1 回	令和 3 年 5 月 19 日 13 時 30 分～ 15 時 30 分	【テーマ】「相談支援の仕組み・報酬改定の理解から考える。」 【会 場】草津市立障害者福祉センター 【内 容】①滋賀県障害者自立支援協議会事務局の大平氏を招き、報酬改定の概要や報酬改定後のポイントの講義、勉強会。質疑応答。 ②今回の報酬改定に伴い、試算シートを用いて前年度の報酬額と比較を行う。 ③「草津市相談支援体制プロジェクト会議」からの報告。 ④意見交換会 ⇒・相談業務を実施する中で、生きる意味の探求とありのままでよいという軽やかさのバランスの難しさ ・緊急時の際、資源が少ないため調整が難しい。 ・利用者さんからの相談員への心無い言葉に精神が擦り切れる思いになった。 ・計画書作成以外の業務量が多く、計画書の作成が滞ってしまう。 ○一人職場の相談員が多く、仕事を遂行する中で不安や悩みを抱えている。相談員へのメンタルサポートの必要性。 ○短期入所施設、緊急対応事業の施設がない。資源不足が課題。	機関数 11 機関  人数 18 名	

第 2 回	令和 3 年 7 月 21 日 13 時 30 分～ 15 時 30 分	<p>【テーマ】事例検討会</p> <p>【会 場】草津市立障害者福祉センター</p> <p>【内 容】①「多機関が関わっている要保護対策協議会の対象児への支援の取り組み」について 発達支援センターの倉田氏より事例提案。ピカジップ法にて事例検討会を実施</p> <p>②新規相談【一般相談・計画相談】の相談応受状況報告(センター長 涌井氏より)</p> <p>③「草津市相談体制プロジェクト」の現状報告・相談支援事業所の巡回訪問について(基幹相談支援コーディネーターより)</p> <p>④意見交換会</p>	<p>機関数 11 機関</p> <p>人数 14 名</p>
第 3 回	令和 3 年 9 月 15 日 13 時 30 分～ 15 時 30 分	<p>【テーマ】介護保険と障害福祉の連携</p> <p>【会場】草津市立障害者福祉センター</p> <p>【内容】①「介護保険と障害福祉の連携」 ゲスト:玉川地域包括支援センター長 島村氏</p> <p>○機関相談コーディネーターより、介護保険と障害福祉の連携の必要性について、事例や課題を通して現状報告</p> <p>○各相談員が、介護移行に際しての現状や難しさを意見交換する。</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険に移行する際、どのような暮らしをされてきたのか、ケアマネジャーは分からない。ケアマネジャーや行政との引継ぎや連携の重要性</li> <li>・介護保険移行について、本人は納得・理解しているのか。</li> <li>・行政との役割分担</li> <li>・相談員の説明する力の重要性</li> <li>・多職種連携の必要性</li> </ul>	※ zoom で開催
第 4 回 (予定)	令和 3 年 11 月 17 日～ 13 時 30 分	<p>【テーマ】(案)相談支援事業の成り立ちと相談支援の質の向上について</p> <p>【会場】草津市立障害者福祉センター</p>	
総評	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市における資源の強みと弱みを抽出し、実態を把握</li> <li>・重層的支援体制の整備</li> <li>・多職種連携、相談員同志の連帯感、情報共有の重要性</li> <li>・事業所の半数が相談員の一人職場である。孤独感・煩悶感⇒相談員のメンタルサポートの必要性</li> </ul>		

## 草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	子ども支援部会	報告者	倉田
部会長	定めていません		
副部会長	定めていません		
参加機関 ・ 委員	県立小児保健医療センター（柴田氏）、県自立支援協議会（大平氏）、びわこ学園（村井氏）、よつば訪問看護ステーション（谷口氏）、放課後等デイサービスゆにこ青地（稲葉氏）、児童発達支援・放課後等デイサービスちょこらんど（多久島氏）、放課後等デイサービスあおぞら（上野氏）、障害者福祉センター（雪吹氏、寺嶋氏）、草津養護学校（平岡氏）、草津保健所（有村氏）、草津市子育て相談センター（小花氏）、幼児課（柳原氏）、児童生徒支援課（木村氏）、障害福祉課（木野氏）		
事務局	草津市発達支援センター（小林所長、河野相談員、倉田所長補佐）		
活 動 報 告			
今年度のねらい		保護者への実態把握やニーズ調査の結果から、今後の協議内容を検討する。	
回数	開催日時	概 要	参加数
第1回	令和3年 7月16日 10時 ～ 11時30分	<b>【テーマ】</b> ①調査結果と今後の取り組みについて ②保護者への情報提供について <b>【会 場】</b> 市役所8階会議室 <b>【内 容】</b> 調査結果のまとめを報告。保護者のニーズとして、1. 支援の情報提供、2. 子育ての負担軽減、3. 災害時の避難等の不安の3点を報告し、今後の取り組みについて協議。情報提供については、関係機関から現状や課題について意見があり、今後、①様式で報告を依頼、②市関係課で相談体制等について意見交換、③部会で保護者のニーズ1～3について継続協議していく。第2回は12月頃予定	機関数 15 人数 17人

## 医療的ケア児の実態把握等に係る調査概要

### 1. 調査の目的

草津市内の医療的ケア児の実態や支援ニーズを把握し、必要な施策につなげていくために調査を行う。

### 2. 調査の実施主体

- ・草津市障害児（者）自立支援協議会 子ども支援部会
- ・草津市子ども未来部発達支援センター

### 3. 調査の対象者

- ・令和2年2月1日に草津市内に在住する0歳から18歳の医療的ケアが必要な児童

医療的ケア児とは、自宅や保育所、幼稚園、こども園、学校等で日常生活を営むために以下のような医療を要する状態にある子どもをいう。

- ①人工呼吸器の使用 ②酸素療法 ③吸引 ④気管切開部の管理（ガーゼ交換等）
- ⑤中心静脈栄養 ⑥経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう） ⑦膀胱カテーテル
- ⑧自己導尿 ⑨人工透析（血液・腹膜） ⑩人工肛門 ⑪自己注射（糖尿病）
- ⑫鼻咽頭エアウェイ ⑬吸入等

### 4. 調査の実施方法

市の関係課や幼稚園、保育所、こども園、学校から保護者へ調査用紙を送付。

回答後は、保護者から発達支援センターへ返送。

#### 【調査概要】

番号	調査の内容
問1～問3	対象児の状態像について 基本情報、日常生活の状況、医療的ケアの内容
問4	医療的ケアを実施している方について（健康状態、就労の有無等）
問5	医療受診について
問6	医療保険や障害福祉サービス等の利用について
問7～問10	幼稚園・こども園・保育所、学校等の医療的ケアについて
問11	子どもさんの心配事の相談について
問12	災害対策について
問13	困りごとや要望について



## 6. 回収状況

配布対象児童数	回答数
41人	26人 (63%)

### 2. 調査結果の概要

#### (1) 年齢内訳

回答者（26人）の年齢の内訳は、多い順に「3歳」「11歳」が5人、「7歳」「8歳」が2人であった。

年齢	0歳	1歳	3歳	5歳	7歳	8歳	11歳	12歳	14歳	16歳	未記入	合計
人数	2	2	5	2	3	3	5	1	1	1	1	26

#### (2) 医療的ケアの内容の内訳

回答者の「必要な医療的ケアの内容」の内訳は、多い順に「口腔・鼻腔などの吸引」が19人、「経管栄養」14人、「気管切開」12人であった。

医療的ケアの内容	経管栄養	気管切開	人工呼吸器装着	導尿	在宅酸素療法	口腔・鼻腔などの吸引	その他
人数	14	12	11	4	7	19	2

※人工呼吸器装着には夜間のみ4人を含む。

#### (3) 独立歩行の可否の内訳

回答者のうち「独立歩行可能」である回答者の割合は、可能が35%（9人）に対して、不可能が62%（16人）であった。

可能	9	35%
不可能	16	62%
未記入	1	3%
合計	26	

#### (4) 重心認定有無の内訳

回答者のうち「重心認定を受けている」回答者の割合は、有りが50%（13人）に対して、なしが42%（11人）であった。

有	13	50%
無	11	42%
未記入	2	8%
合計	26	

(5) 利用サービスの内訳

回答者のうち「利用サービス」は、多い順に「訪問看護」が17.9% (15人)、「訪問リハビリ」14.2% (12人)、「放課後等デイサービス」「レスパイト入院」9.5% (8人) となった。

種類 (A)			(A) の内訳		
保育所等	4	4.8%		4	4.8%
医療	38	45.8%	訪問診療	5	6.0%
			訪問看護	15	18.1%
			訪問リハビリ	12	14.5%
			訪問歯科	6	7.2%
日中活動系の障害福祉サービス	18	21.7%	児童発達支援	4	4.8%
			医療型児童発達支援	3	3.6%
			放課後等デイサービス	8	9.7%
			日中一時支援	1	1.2%
			障害者デイサービス	2	2.4%
在宅系の障害福祉サービス	9	10.8%	居宅介護 (身体)	6	7.2%
			居宅介護 (通院介護)	1	1.2%
			訪問入浴	2	2.4%
短期入所、レスパイト	14	16.9%	短期入所	6	7.2%
			レスパイト入院	8	9.7%
合計 n=83	83	100%		83	100%

(6) 困りごとや不安に思っていることの内訳

困りごとの内訳	人数		
1. 障害福祉サービスについて	一時的に預かってくれるサービス	13	9.1%
	日中活動系のサービス	4	2.8%
	在宅系の障害福祉サービス	5	3.5%
	移動や送迎に係るサービス	4	2.8%
2. 保育施設や学校生活に関すること	10	7.0%	
3. 医療機関の受診について	27	18.9%	
4. 保護者の就労や負担について	8	5.6%	
5. 相談窓口、情報について	28	19.5%	
6. 災害の対応について (避難場所等)	22	15.4%	
7. 子どもの体調について	11	7.7%	
8. その他	11	7.7%	
合計	143	100%	

## 草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	草津市相談支援体制検討プロジェクト会議	報告者	河尻 朋和
部会長	園田実乗 プロジェクトリーダー		
副部会長	河尻朋和 副プロジェクトリーダー		
参加機関 委員	(敬称略) 園田 実乗 (NPO 法人草津市心身障害児者連絡協議会 理事長)、河尻 朋和 (滋賀障害者雇用支援センター：就労支援機関の代表)、黒木 稔 (地域生活支援センター風：託相談支援事業所の代表)、大橋 栄志 (社会福祉法人若竹会：障害者支援施設の代表)、大平 眞太郎 (滋賀県障害者自立支援協議会)、中村 順子 (おひさまハウス：相談支援事業所の代表 (児童))、倉田 朋良 (草津市発達支援センター：相談支援事業所の代表 (児童))、木野 巧也 (障害福祉課 相談支援係)、國松 優一 (障害福祉課 障害福祉係)、小枝 昭彦 (草津市障害者福祉センター)		
事務局	涌井 康貴 (草津市立障害者福祉センター、寺嶋 博子 (基幹相談支援コーディネーター))		

### 活動報告

今年度のねらい	令和2年に検討を行った結果に基づいて草津市の相談支援体制のあるべき姿について検討した結果をまとめ、自立支援協議会、草津市に提言する。	
回数	開催日時	参加数
第1回	令和3年7月7日(水) 13時30分～15時30分	機関数：9機関 参加数 12人

【テーマ】 第1回～第4回の会議まとめ  
草津市障害者相談支援事業提言書 (第一次提案)

【会場】 草津市立障害者福祉センター

#### 【内容】 協議事項 (項目)

草津市障害者相談支援事業提言書 (第一次提案)

1. 初めに (1) 相談支援事業の開始と経過 ○制度上の課題 ○草津市の相談支援事業の経過 ○草津市相談支援体制検討プロジェクトの設置
2. 草津市の相談支援体制の現状と課題 (1) 計画相談支援、障害児相談支援 (2) 一般的な相談支援 (3) 基幹相談支援センターと自立支援協議会
3. 相談支援体制の改革案 (1) 重層的な相談支援体制の整備 (2) 相談支援事業所の独立採算・安定運営と役割分担 (3) 障害者祖横断支援事業 (計画相談) の対象者数に見合う相談員の確保 (4) 一般相談の機能強化 (5) 基幹相談支援センターの早期設置と複数職員の配置 (6) 人材育成と確保

#### 【協議の概要】

前年度第4回で事務局から提案した提言書(案)については、草津市全体という視点が不足しているという意見を受け、再度プロジェクトの提言書を修正し、今回「第一次案」を提案した。

(1)現状の再認識

・全体の相談体制：(課題) 障害者就労支援、障害児童の相談体制の検討が不足しているのではないか

### ○障害児相談支援

18歳以下の相談は、子育て、教育との関係性が強いという特徴がある。発達支援センターを中心とした第2層に相当する相談機能を補強する体制、コーディネーター機能の必要が求められるが今後は？

⇒障害児相談は、母子保健から始まり行政サービスでゆっくり関わりながら障害福祉サービスにつなげていくため、成人の場合の入り口かかわり方が違うことを踏まえ、別でしっかり検討する必要がある。

○現状を共通認識するために資料の掲載が必要ではないか。

計画相談の事業所数、相談員数、対応件数、一人当たりの担当数、常勤の有無、法人内外の利用者割合等

### (2)第一次案の内容について

現状や課題に対する改善の柱をたて、課題に対する改善案という形式で6つに分けて提案した。

①重層的な相談体制の整備について。各層の役割を遂行できる体制で、サービス利用者に計画をつなげること。一層目はたくさんの件数を担当し、計画を作ることが役割。二層目はサービスにつながりにくい、例えば支援困難や経済的な課題、虐待者の支援等、計画相談と一般相談とペアになって取り組むイメージ。三層目は相談支援事業所の相談の様々な機関をつなぐなど、役割と構造をしっかり明確にして取り組んでいく。

②相談支援事業所は独立採算。重層的な相談体制が機能する体制には各事業所が独立採算がとれるよう努力をすること。草津市の加算制度をしっかり広げてみんなが使えるようにしていく。

③相談員の確保。利用者にサービスがきちんと届けるために、今後どのくらい相談員が必要かという根拠を示す。

④一般相談の機能強化と複数設置の問題。専門的、障害児相談の窓口、就労の分野等において、相談員が複数在籍し、一定の相談件数に対応している事業所には将来的に一般相談の委託を検討している。

⑤基幹型相談支援センターの充実

⑥人材育成の確保

### (3)意見

・第一次提案の実効性はどうか。特に指定特定相談支援事業所の相談員の複数配置と一般相談支援事業所の複数委託については受け手の法人・事業所の都合や状況が大きいのではないか。

⇒障害者相談支援事業に対する認識の共有

計画相談は、障害者ひとり一人の人生を支えていくための整備を進めるという共通認識を社会が持つこと。事業の利益追求優先ではいけない。

一般相談は、総合相談窓口のようなもの。「何か困った時にとりあえずここに行けば話を聞いてくれて、適切などころにつないでくれるコーディネーター機能と、サービスにつないでいくまでになかなか担い手が見つからない時に相談者の伴走を担う役割」である。そこをスタートに論議をしていこうではないか。

・6つの提案の中で、上記の①、②、③、⑤、⑥については概ね同意があったが、④の一般相談支援事業所の在り方について協議が集中した。

・ 一般相談支援事業所の在り方

今ある事業所（草津市立障害者福祉センターと地域支援センター風）に予算的に補助して機能を強化させていく方向性で現状進んでいるのではないのか。しかし、それで一般相談の機能強化が図れるのか、特に障害児の相談体制については検討が必要との意見が出た。

・ 人材育成

人材の育成は重要な取り組み事項である。相談員が相談支援事業所で採算がとれるような機能が果たせるには最低2年位は必要である。さらに4～5年経験を経て、相談支援専門員の要件を満たした人材となる。各事業所でも自事業所で人材育成に取り組む必要がある。それを支援する地域の体制が必要である。

(4)今後

①数字的な目標、②具体的な手立て、③改善策をどう進めていくの、④優先順位の以上を踏まえ、もう一度骨組み御整し、再検討を行う。

・障害児相談の整理については、別の場所で議論していく

・「提言書」⇒「報告書」へ。

このプロジェクトのまとめは、今後の福祉計画等の見直し等の参考材料等のため、「報告書」への変更への意見が出た。

## 草津市自立支援協議会 団体活動報告

団体名	草津地区障害者施設連絡協議会	報告者	植田康治
代表	社会福祉法人よつば 障害福祉サービス事業所むつみ園		
参加機関	草津市内の障害福祉サービス事業所（現在 23 機関）		
<b>活 動 報 告</b>			
今年度のねらい	構成機関に運営上での困り事やコロナ禍での行事やイベント開催の方針などについてアンケート調査をし、今後の地域福祉のあり方を検討したり、行政対応への意見の集約を行っていく。		
回数	開催日時	概 要	参加数
第 1 回	令和 3 年 6 月	※コロナウイルスの感染拡大の中、ワクチン接種が障害者施設において不十分にしか行われていない状況があったため、中止。	機関数
第 2 回	令和 3 年 8 月 10 日 13 時 30 分 ～15 時 30 分	【テーマ】現状の困りごとの共有と今後の必要な対応策についての検討 【会 場】草津市立障害者福祉センター 【内 容】 ① 事業について（会計報告、新事業の紹介、今年度の実施事業） ② 新型コロナウイルスについて（アンケート集計、意見交換）	機関数  人数
第 3 回 (予定)	令和 3 年 11 月 9 日 13 時 30 分～15 時 30 分	【テーマ】未定 【会 場】草津市立障害者福祉センター	機関数  人数
第 4 回 (予定)	令和 4 年 2 月 8 日 13 時 30 分～15 時 30 分	【テーマ】未定 【会 場】草津市立障害者福祉センター	機関数  人数

### ●事業所の現状アンケート●

事業所名： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

Q.貴事業所が現在実施している障害福祉サービス等について、どのような課題（困りごとや迷いごと）や聞きたいことはありませんか？できるだけ具体的に記入してください。

Q.貴事業所において令和 3 年度の各行事やイベント開催に当たりどのような対応されますか？  
※新型コロナウイルスの感染拡大の中、行事等の中止や内容変更をなるべく詳しく記入してください。

Q.草津地区障害者施設連絡協議会に何を期待するのか？  
具体的に実施してほしいことや今年度の提案などについて記入してください。

～沢山のご意見やご要望は大歓迎。別紙などに記入してください～

## 令和3年4月14日アンケート結果

### Q1 事業所が現在実施している障害福祉サービス等についての課題（困りごとや迷いごと）

- ・生活介護の送迎時間では早すぎて困ると言う意見を聞きます。日中一時で対応していますが…  
養護学校の教員配置だからこそ出来るが生活介護人員配置ではそこまで難しい。（重症心身障害者通所施設かなえ）
- ・報酬体系の見直しにより施設外就労加算等の加算が無くなりましたがどうされていますか。（こなんSSN・わかたけ）
- ・GH開設に当たり職員採用を進めていますがまだ確保出来ていません。人材紹介会社の採用コスト。（スマイルくさつ）
- ・障害特性に応じた環境整備を行いたい但しパーソナルスペース確保やパーテーション設置が難しい。  
B型作業所の飽和・利用者の確保・障害特性のバラつき。区分認定により加算を上げて欲しい。（にぎやか工房）
- ・新型コロナにて通所自粛した利用者の介護等給付算定につき、昨年とは基準が変わり施設で実施している活動を自宅で行うこと等が算定要件になっているようですが取組みを教えてください。（にぎやか塾）
- ・就労移行事業所の方、求職活動をされている利用者に対してナビゲーションシーは作成されていますか。また、ハローワークの就労パスポートは活用されていますか。（滋賀県障害者雇用センター）
- ・人材確保・育成。（若竹・山寺作業所）
- ・生活介護の重度の利用者の一日の過ごし方。（生活介護事業所あゆみ）
- ・授産活動・日中活動の内容や工夫する点。（ワークステーションわかたけ）
- ・就労移行はインセンティブによる加算幅が大きく卒業生の有無人数により運営が不安定。無期限のB型からの就職を目指す方の低リスク。（ワークステーションわかたけ）
- ・体調を崩した職員がおり人員不足。取引会社の受注数の減少。（滋賀県社会就労事業振興センター）
- ・他市では就労アセスメント無しで通所出来るシステムがありますが草津市はどうですか。精神障害者の事業所への交通費は半額負担は大きい。（フリータイム）

### Q2 令和3年度の各行事やイベント開催に当たりどのような対応されますか

- ・今のところイベントの予定が立てにくく外出等の事業は実施しません。（重症心身障害者通所施設かなえ）
- ・秋まつり・バス旅行はコロナの状況に応じて中止を視野に入れて対応。（こなんSSN）
- ・各行事等検討中。（スマイルくさつ）
- ・課外活動については感染状況に応じて当面自粛。出店行事も中止。施設内活動を主に行う。（にぎやか工房）
- ・10月の一泊旅行についてはこのままの状態では実施は難しい。（にぎやか塾）
- ・施設外での活動自粛。余暇活動等は施設内で取組み。一泊旅行は今年度中止。（滋賀県障害者雇用支援センター）
- ・イベント内容やコロナ感染状況により参加の有無を判断しますが基本的には中止もしくは縮小。（若竹・山寺作業所）
- ・入所式・保護者会・団体での事業所見学会は開催無し。（生活介護事業所あゆみ）
- ・卒業生OB会は開催予定。体調チェック等対策・密にならないよう少人数で活動。（ワークステーションわかたけ）
- ・全面中止ではなく、実施できる方策を検討しています。（ワークステーションわかたけ）
- ・滋賀県から示された『イベント開催における新型コロナウイルス感染予防対策について』を参照している。  
（滋賀県社会就労事業振興センター）
- ・外出、調理活動、レクリエーション、文化施設、運動施設は中止した活動。誕生会、買い物は素早く行い内容変更。  
通所できない人への訪問は追加活動した項目。（フリータイム）

### Q3 草津地区障害者施設連絡協議会に期待すること

- ・市内事業所との繋がりや情報交換（新型コロナウイルス対策やワクチン接種方法等）。他事業所の見学や紹介などしてもらい機会があれば。  
（重症心身障害者通所施設かなえ・スマイルくさつ・にぎやか工房・にぎやか塾・滋賀県障害者雇用支援センター・若竹・山寺作業所・ワークステーションわかたけ）
- ・県からの優先調達の事業について仕組みは活用したいが依頼が大きく一つの事業所では対応できず参加出来ないで草津連絡協議会を通じて県や市に参加しやすい仕組みの調整。（こなんSSN）
- ・何か問題が起きた時の相談したり、いつでも意見やアドバイス頂けるな機関で欲しい。（生活介護事業所あゆみ）
- ・事例検討会等、職員のスキルアップを目的とした勉強会。（ワークステーションわかたけ）

## 「障害者虐待かもしれない」と感じたら、 障害福祉課にご相談ください。

### 草津市障害者虐待対応マニュアルの作成と虐待阻止、予防対策の推進

昨今の経済情勢の悪化や生活環境の多様化から、障害者虐待の背景事情が複雑化しており、障害者虐待の防止および、虐待を受けた方並びに、虐待をしてしまった人に対して、より一層の組織的な対応が求められています。草津市障害福祉課は、令和3年4月1日付で障害者虐待対応マニュアルを作成し、改めて組織全体で障害者虐待の対応について見直し、さらなる障害者虐待の防止、虐待の早期発見、養護者への支援を進めています。関係者がともに障害者虐待阻止、早期発見、防止に向けて連携が必要です。

●[草津市障害者虐待対応マニュアル](#)（草津市ホームページに掲載）

### 障害者虐待防止法について

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされないよう、障害者虐待を禁止し、障害者のあたりまえの生活を守ることを目的として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行となりました。

※**障害者虐待防止法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。**

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立および社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利・利益の擁護に資することとされています。

※**法律の対象となる障害者とは？**

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人または心身の障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

※**障害者虐待の種類**

- 養護者による虐待**: 障害者の生活の世話や金銭の管理等をしている家族、親族、および同居人等による虐待
- 障害者福祉施設従事者等による虐待**: 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で従事しているものによる虐待
- 使用者による虐待**: 障害者を雇用している事業主等による虐待



#### 【障害者虐待の例】

1. **身体的虐待**: 障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
2. **性的虐待**: 障害者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
3. **心理的虐待**: 障害者を脅す、侮辱する、または拒絶するような言葉や態度によって精神的な苦痛を与えること。
4. **放棄・放任(ネグレクト)**: 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。及び、セルフネグレクト(自己による放任)
5. **経済的虐待**: 本人の同意なしに財産などを使うこと。また、障害者に理由なく金銭を与えないこと。



## 虐待の通報・届け出・相談があった時には

障害福祉課は、マニュアルに基づき、虐待（虐待の疑い）を発見した人からの通報、届け出、相談があると、速やかに緊急性の判断と通報内容の検討のため会議を開催し、必要に応じて事実確認のための聞き取りや訪問調査などを行います。その後、虐待の有無の判断のため専門家の意見を聞くなどを行い、対応を速やかに決定していきます。

## 「虐待される人」も「虐待してしまう人」、どちらにも必要なことは「支援の手」です。

・障害者虐待防止法の目的は、虐待をされた人の生命の安全確保、人権の尊重、住居、就労等の生活全体の支援にとどまらず、虐待をした人等への適切な支援や行動の改善などを共に考える支援を行います。

### ●被虐待者の保護：養護者との距離の確保

虐待を受けている障害者の生命に関わる緊急事態には安全確保のために虐待を加える家族等の養護者から一時的に引き離したり、面会を制限します。

### ●障害者への支援：暮らしの確保

養護者から保護する必要がない場合も障害者の安心、安全な生活を確保するよう支援します。

### ●養護者等への支援：相談の窓口

障害者虐待では虐待をしている側の家族や養護者にも支援が必要なケースが少なくなく、養護者を含む家族全体を支援することが重要です。

## 施設・事業所における虐待防止の推進：令和3年度報酬改定における障害者虐待防止の更なる推進

○施設・事業所の運営基準に以下の内容が盛り込まれました。※令和4年度より義務化(令和3年度は努力義務)

- [現行] ① 従業者への研修実施(努力義務)  
② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)



[見直し後] ① 従業者への研修実施(義務化) ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規)) ③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化) (注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

虐待を発見した場合は速やかに通報してください。

障害者が擁護者、施設の従事者、使用者などから虐待されていることに気付いた人は、速やかに市障害福祉課か、県障害者権利擁護センターに通報してください。

※虐待を通報した人が特定されることはありません。

### ○草津市役所 健康福祉部 障害福祉課

電話：077-561-2363 ファクス：077-561-2480

(夜間、休日 電話：077-561-2499)

### ○滋賀県障害者権利擁護センター

電話：077-521-1175 ファクス：077-528-4853



資料作成：  
基幹相談支援コーディネーター

草障発第1864号

令和3年9月17日

草津市障害児（者）自立支援協議会 御中

草津市健康福祉部障害福祉課長



地域アボドケーターの推薦について（依頼）

日頃は、本市障害福祉の推進のため御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、滋賀県が設置しています地域アドボケーター（地域相談支援員）について、現在、草津市地域において不在となっています。

このことから、早期に障害者の権利全般に向き合える方や当事者など、相談内容を代弁できる方に就任していただき、相談体制を整えたいと考えています。

つきましては、御多用の中、誠に恐縮ですが、貴協議会より地域アボドケーターを推薦いただき、別添「推薦状」を下記担当者まで御提出いただきますようお願いいたします。

担当部署	健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係
担当者	國松
電話番号	077-561-6972
FAX番号	077-561-2480
E-mail	shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp

## 滋賀県地域相談支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第9条に規定する地域相談支援員（以下「地域アドボケーター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域アドボケーターは、障害者が相談する際に自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 障害者からの相談について、条例第8条に規定する障害者差別解消相談員になぐこと。
- (2) 差別解消のために関係機関との連携を深めること。
- (3) 差別解消に係る県民の認識および理解の深化に努めること。
- (4) 前各号に掲げる業務に関連すること。

(委託)

第3条 知事は、次に掲げる要件を満たすものに業務を委託するものとする。

- (1) 障害の社会モデルへの理解があり、かつ、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者であること。
- (2) 現に県内に居住または勤務し、地域の生活環境、社会環境等の実情に精通している者であること。

2 地域アドボケーターは、知事からの所定の業務の受託者であり、県の職員としての身分は有しない。

(推薦)

第4条 知事は、地域アドボケーターの候補者について、必要に応じ、地域自立支援協議会、市町等からの推薦を受けることができる。

(定数)

第5条 地域アドボケーターの定数は32名以内とする。

(委託の期間)

第6条 地域アドボケーターへ業務を委託する期間（以下「業務委託期間」とい

う。)は、2年とする。ただし、次条の規定により業務の委託を解除された地域アドボケーターの後任の地域アドボケーターについては、前任者の業務委託期間を引き継ぐものとする。

2 知事は、地域アドボケーターへ再度業務を委託することができる。

(委託の解除)

第7条 知事は、地域アドボケーターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域アドボケーターへの業務の委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (2) 業務を怠り、または業務上の義務に違反したとき。
- (3) 地域アドボケーターとしてふさわしくない行為のあったとき。
- (4) 地域アドボケーターが自己の都合により辞退を申し出たとき。
- (5) 地域アドボケーターが死亡したとき。

(費用弁償)

第8条 滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）第3条第3項および第13条ならびに滋賀県旅費支給条例施行規則（昭和46年滋賀県規則第15号）第9条の規定に基づき、地域アドボケーターに対して費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償については、年度を単位として支給し、年額48,000円とする。ただし、地域アドボケーターの活動日数が12月に満たない場合（1月未満の場合は、1月とする。）は、月を単位として支給し、月額4,000円とする。

(地域アドボケーター証)

第9条 知事は、地域アドボケーター証（別記様式）を地域アドボケーターに交付するものとする。

2 地域アドボケーターは、業務を行うにあたって地域アドボケーター証を携行するものとする。

3 地域アドボケーターは、業務委託期間が終了したとき、または、業務の委託の解除があったときは、地域アドボケーター証を知事に返還しなければならない。

(守秘義務)

第10条 地域アドボケーターは、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(報告)

第11条 地域アドボケーターは、別に定める様式により、活動状況を報告しなければならない。

(研修)

第12条 地域アドボケーターは県が開催する研修会および情報交換会に参加し、その活動に必要な知識および技能の修得に努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域アドボケーターに関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 県は、この要綱の施行後2年を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 別記様式（第9条関係）

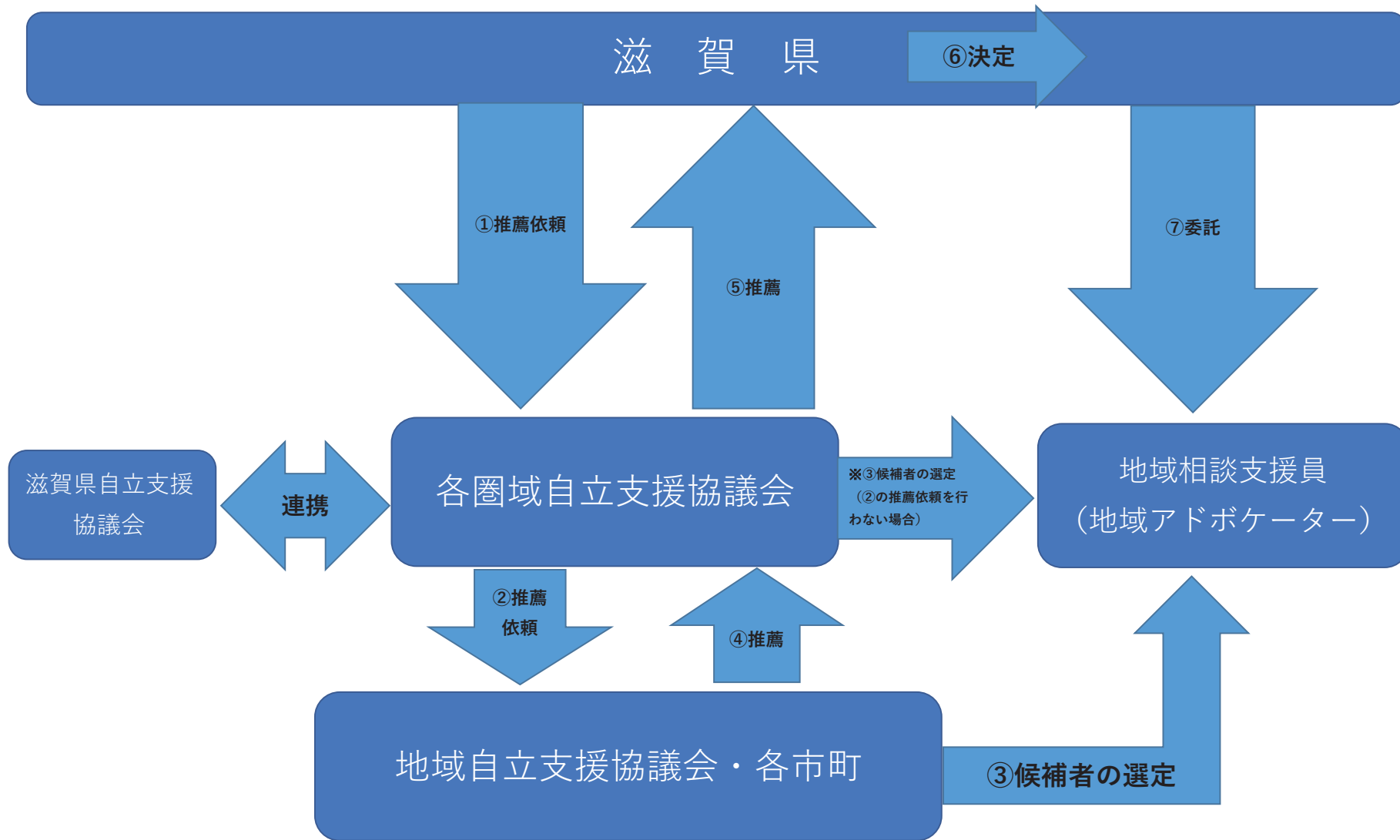
(表)

第	号
地域アドボケーター証	
氏名	
上記の者は、地域アドボケーターであることを証明します。	
年	月 日
滋賀県知事	
有効期間	年 月 日
	年 月 日

(裏)

注 意	
1 地域アドボケーターは、滋賀県地域相談支援員設置要綱に基づき業務を行うものとします。	
2 地域アドボケーターの業務に従事するときは、常に本証を携行してください。	
3 この証を他人に課し、または本証の記載事項を勝手に書き直すことはできません。	
4 この証の記載事項に変更があった場合は、速やかに訂正を受けてください。また、紛失した場合は、速やかに再交付を申し出てください。	
5 地域アドボケーターの任期が満了したとき、または地域アドボケーターを辞任したときは、速やかにこの証を返還してください。	

# 地域相談支援員（地域アドボケーター）の選任 イメージ図（参考）



## 地域アドボケーター(地域相談支援員)の選任について

### 【条例の規定(地域相談支援員)】

第9条 知事は、障害者が相談する際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる

### ■地域アドボケーターの役割

差別を受けていても気づかない、または声あげられない障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う。

### ■相談・活動実績

#### 1. 相談件数

令和元年度(令和元年10月1日設置～令和2年3月31日)
県が受け付けた相談件数 58件のうち「地域アドボケーター」11件(19.0%) ※「本人・当事者団体」31件に次ぐ2番目の多さ
令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
県が受け付けた相談件数 88件のうち「地域アドボケーター」17件(19.3%) ※「本人・当事者団体」35件に次ぐ2番目の多さ

#### 2. その他活動状況

##### (1) 地域アドボケーター研修会

目的:地域アドボケーターのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催。

令和元年11月5日
・講演(障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について NPO法人 DPI 日本会議副議長 尾上浩二氏)
・地域アドボケーターとしての活動についての意見交換
令和2年11月9日(市町担当者合同研修会として開催)
・講演(障害者の権利擁護と相談対応について 西宮市社協常務理事 清水明彦氏)
・地域アドボケーター活動報告

##### (2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

目的:障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施。

令和元年11月
令和2年7～8月
7福祉圏域ごとに市町担当職員、地域アドボケーター、県担当者および障害者差別解消相談員で実施。

##### (3) 地域アドボケーター個別ヒアリング

目的:各地域アドボケーターへの個別ヒアリングを実施し、その活動状況や課題等を共有。

令和3年1～3月
障害者差別解消相談員が25名の地域アドボケーターへの聞き取りを実施(別紙概要)



## ■求められる要件

- ・障害者の差別解消に関して熱意と識見を有すること
- ・障害者支援を業としている、障害者を支援している、または障害者に接する機会があること
- ・傾聴など相談の基本的スキルを有していること

※社会福祉士等の国家資格などは求めない

## ■具体的な業務

- ・日ごろの業務や活動の中で、気づいた障害者差別に関して相談を受け、障害者差別解消相談員につなぐ。また、差別以外の相談を受けた場合には、内容に応じて関係機関につなぐ
- ・県が実施する地域アドボケートの情報交換会(年2回程度)への出席
- ・県の実施する障害の社会モデル研修や講演会等への出席
- ・守秘義務の遵守

## ■身分

- ・県からの委託を受けて上記業務を行う民間の協力者で期間は2年
- ・ボランティアとしての位置づけであるが、活動に係る経費等(電話代や移動費等)の補填という位置づけで月4,000円を費用弁償

## ■具体的に想定される人材例

- ・身体障害者／知的障害者／精神障害者の相談員
  - ・民生委員・児童委員
  - ・相談支援センター／権利擁護センターの職員
  - ・上記業務を経験した者
- など

## ■選任方法

- ・市町や地域障害者自立支援協議会からの推薦を受けて県が委託。  
→各圏域に複数名配置し、全県で30名程度

# 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 相談・解決の仕組みイメージ図

## 相談者

※ 障害者等（障害者、家族、支援者）だけでなく、事業者等からの相談にも対応

地域アドボケーター（地域相談支援員）  
福祉圏域ごとに複数名配置（全県で30名程度）  
差別に気づかない、差別を受けても声のあげられない障害者に寄り添い、相談員につなぐ

①相談

②助言・調整、  
調査、意見聴取

③知事へあつせん  
の申し立て

相談に応じ、解決に向けた助言・調整を行う  
市町の相談窓口等との連携

障害者差別解消相談員（専門的・広域的な相談窓口）  
※県庁内に2名配置

連携

市町の  
相談窓口・機関

既存の  
相談窓口・機関・事業所

⑦公表

勧告によっても解決しない場合

②必要に応じ  
助言

④調査、  
あつせん案の提示

### 既存の機関

**行政** 障害福祉課、各県保健所、子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）、リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）

**委託先** 滋賀県権利擁護センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、精神障害者地域生活支援センター、難病相談・支援センター、障害者社会参加推進センター、障害者生活支援センター、障害者働き・暮らし応援センター

**指定管理先** 障害者福祉センター、聴覚障害者センター、視覚障害者センター

相談機関の調整を経てもなお解決しない場合にあつせん案の提示

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会  
※知事の附属機関

- ①委員会を知事の附属機関として位置づけ、委員は障害者、学識経験を有する者等で知事が委嘱した者20名以内で構成
- ②障害者差別解消の推進等に関する事項の調査審議や、相談員への助言・監督、相談で解決しない場合のあつせん案の提示等を行う
- ③あつせんについては、委員会委員の一部と専門委員（専門の事項を調査・審議する必要があるときに設置）で構成する部会が行う
- ④委員会は障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会（H28.8設置）の機能を併せて有する

⑤勧告の求め

⑥勧告

あつせんによっても解決しない場合

知事